

警備業・探偵業行政処分簿

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	長崎県公安委員会 第92000202号
	氏名又は名称	株式会社オレンジ警備
	代表者の氏名	梶村 憲三
	主たる営業所の所在地	長崎県長崎市小江町2734番地6
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社オレンジ警備 長崎市小江町2734番地6
処 分 年 月 日	令和5年11月28日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<p>処分理由</p> <p>被処分者は、業務に法定の除外事由がないのに、令和5年8月26日、長崎市内の交通誘導警備業務において、自己の雇用する警備員2人を他の警備業者の指揮を受けさせ、同警備業者のために交通誘導警備業務に従事させ、労働者派遣事業を行ったもの。</p> <p>根拠法令</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第1項第3号 同法第59条第1項 警備業法第48条</p>	
処分を行った公安委員会	長崎県公安委員会	